

地域共用の防災倉庫運用に関する協定書

和泉中央南ハイツ管理組合（以下「甲」という）と和泉中央南ハイツ自治会（以下「乙」という）、並びに和泉台谷戸町内会（以下「丙」という）とは、甲の所有する倉庫を、乙・丙とで運用する「地域共有の防災倉庫」に無償貸与することについて、下記の通り協定する。

記

1. 乙・丙は、日ごろからともに連携して地域の防災訓練を行い、大地震等の非常事態には連携する事を目的にし、その一環として、和泉中央南ハイツ管理組合の倉庫を無償で借り受け、「地域共用の防災倉庫」として運用する。
2. 甲から乙・丙への倉庫貸出期間は、本協定締結日より2年間とする。但し甲又は乙・丙より協定解除の申し入れがない場合には、貸出期間は延長されたものとする。
3. 甲又は乙・丙から相手方に対しての協定解除を申し入れる場合には、解除予定日の3か月前までに、その理由をつけて、書面で申し入れるものとする。
4. 「地域共用の防災倉庫」は乙・丙それぞれが所有する防災用具や災害時用品の備蓄を目的にするが、非常用食品の備蓄はしないものとする。甲・乙はそれぞれが所有する備蓄品一覧表を作り、互いに写しを提出してそれを保管管理する。
5. 甲・乙・丙間、あるいは甲・乙間、もしくは和泉中央南ハイツに居住する住民との間で本件についての問題が発生した時は、甲・乙・丙間の協議をもって解決にあたるものとする。
6. 「地域共有の防災倉庫」の出入り口のカギは、甲・乙・丙はそれぞれが同じものを使用するので、それぞれの代表者が責任をもって保管・使用する。当初渡されたもの以外のコピーキーは作らないものとする。

令和7年 5月 25日

甲) 和泉中央南ハイツ管理組合 理事長 三田千鶴子 印

乙) 和泉中央南ハイツ自治会 会長 佐藤 茂 印

丙) 和泉台谷戸町内会 会長 日和 正義 印